

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月14日
【計算期間】	第17期 （自平成24年3月17日至平成24年9月18日）
【ファンド名】	BNPパリバ日本成長株ファンド
【発行者名】	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ロバート・モレース
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	諏訪部 広
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【電話番号】	03-6377-2842
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、わが国の金融商品取引所上場株式に分散投資を行い、信託財産の成長をめざす一方、過大評価されている株式を売建てする運用およびその他派生商品を利用した運用を行うことによって、信託財産の安定的成長をめざすことをめざします。

ファンドの基本的性格

当ファンドの、社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分は、下記の通りです。

（該当する商品分類及び属性区分を網掛けで表示しております。）

商品分類表

単位型/追加型 (1)	投資対象地域 (2)	投資対象資産 (収益の源泉) (3)	補足分類 (4)
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 資産複合	インデックス型 特殊型 (ロング・ショート型)

- (1) 追加型投信とは、一度設定されたファンドであってもその後、追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- (2) 投資対象地域による区分で国内とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- (3) 投資対象資産による区分で株式とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- (4) 補足分類の特殊型とは、目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。特殊型の分類は＜属性区分表＞特殊型（ 7 ）を参照下さい。

属性区分表

投資対象資産 (5)	決算頻度	投資対象地域 (6)	特殊型 (7)
株式 一般/大型株/中小型株	年1回 年2回	グローバル 日本	ブル・ベア型
債券 一般/公債/社債 その他債券 クレジット属性	年4回 年6回 (隔月)	北米 欧州 アジア	条件付運用型 ロング・ショート型
不動産投信 その他資産 資産複合 資産配分固定型/資産配分変更型	年12回 (毎月) 日々 その他	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	絶対収益追求型 その他

- (5) 投資対象資産による区分で株式・一般とは、目論見書又は投資信託約款において、主として大型株、中小型株に投資する旨の記載が無い全ての株式を投資対象資産とします。
- (6) 投資対象地域の日本とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- (7) 特殊型のロング・ショート型とは目論見書又は投資信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す記載があるものをいいます。

上記は、社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分に基づき記載しております。

当ファンド以外の商品分類及び属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

信託金の限度額

信託金額の限度額は500億円です。

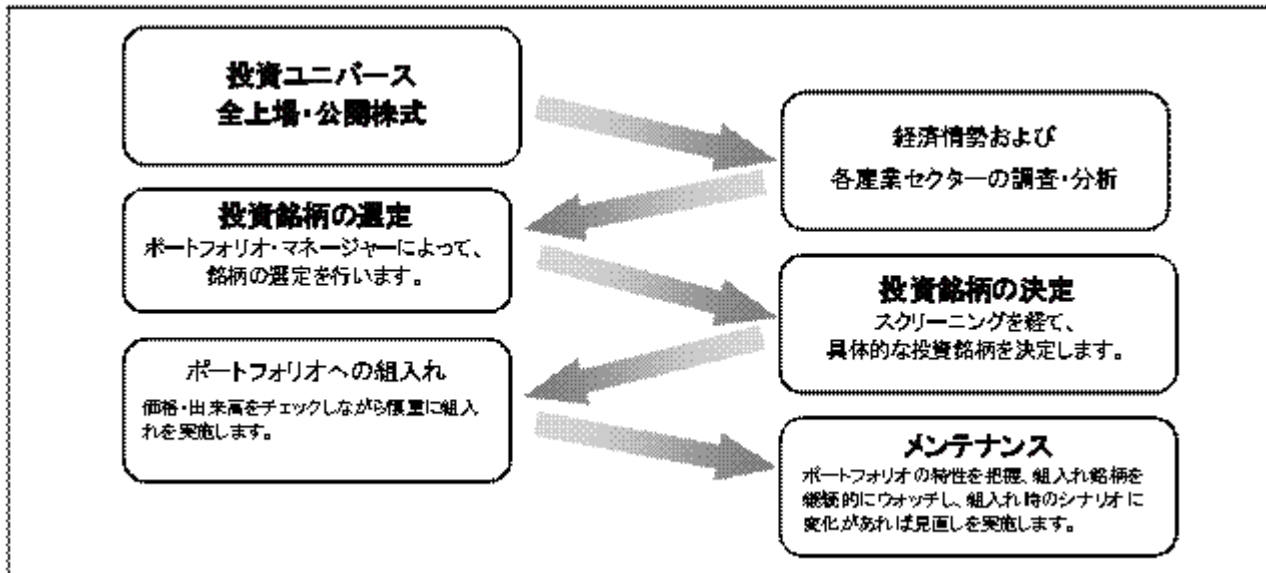
ファンドの特色

- 主として、わが国の金融商品取引所上場株式の中から高成長が期待できる企業、過小評価されている株式に分散投資を行い、信託財産の成長をめざします。銘柄選定にあたってはボトムアップ・アプ

ローチを基本とし、組入れ銘柄の見直しを随時行います。

- 株式組入比率は原則として高位に保つことを基本とします。
- 過大評価されている株式を売建てする運用およびその他派生商品を利用した運用を行い、対象有価証券の価格変動リスクを極力回避することで、信託財産の安定的成長をめざします。
株式および派生商品の買建て金額（ロング・ポジション）の合計額と株式および派生商品の売建て金額（ショート・ポジション）の絶対金額での合計金額は、ともに信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 派生商品については、想定元本金額で計算するものとします。また、派生商品取引は、信託財産のヘッジ目的のみに限定しません。

《当ファンドの運用プロセス》

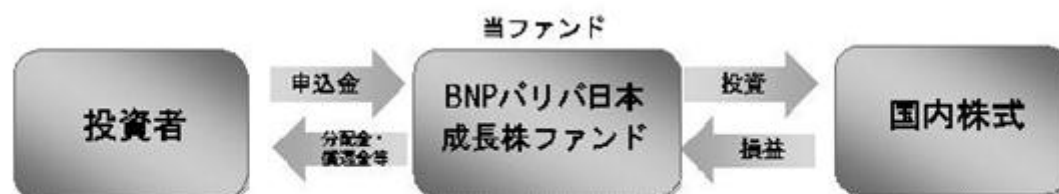


（２）【ファンドの沿革】

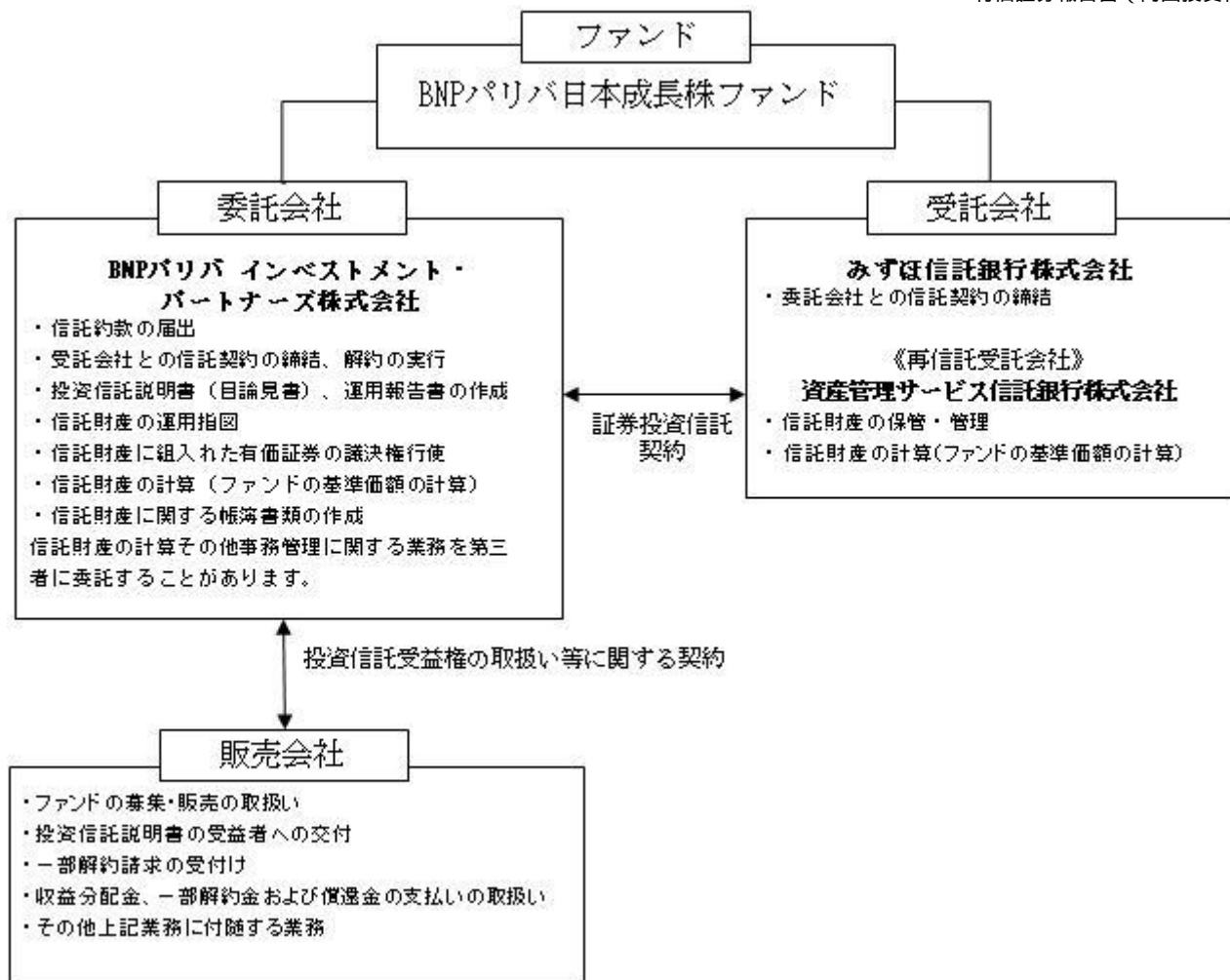
- 平成16年 3月12日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出
 平成16年 3月28日 有価証券届出書効力発生
 平成16年 3月29日 当ファンドの募集開始
 平成16年 3月12日 信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始
 平成22年 7月 1日 当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（承継後の新社名：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継
 平成24年 6月16日 ファンド名称の変更（変更後の新名称：BNPパリバ日本成長株ファンド）

（３）【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



b. ファンドの関係法人



ファンドの関係法人

名 称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 みずほ信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 資産管理サービス信託銀行株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
《販売会社》	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付け、収益分配金、一部解約金及び償還金の支払い等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

< 証券投資信託契約 >

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

< 投資信託受益権の取扱い等に関する契約 >

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

c. 委託会社等の概況（平成24年10月末現在）

資本金の額 4億5,000万円

沿革	平成10年11月9日	会社設立
	平成10年11月30日	証券投資信託委託業の免許取得
	平成11年2月26日	証券投資顧問業の登録
	平成12年6月20日	投資一任契約業務の認可取得
	平成12年8月1日	パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける
	平成12年8月1日	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更
	平成22年7月1日	フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を 継続会社として「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株 式会社」へ社名変更

大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国 パリ 75009 ブルヴァーオスマン1	9,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

A 運用方針

当ファンドは、わが国の株式市場の中から高成長が期待できる企業、過小評価されている株式を取得し信託財産の成長をめざす一方、過大評価されている株式を売建てする運用及びその他派生商品を利用した運用を行うことによって対象有価証券の価格変動リスクを極力回避し、信託財産の安定的成長をめざすことを目標とします。

B 投資態度

主として、わが国の金融商品取引所上場株式の中から高成長が期待できる企業、過小評価されている株式に分散投資を行い信託財産の成長をめざします。銘柄選定にあたってはボトムアップ・アプローチを基本とし、組入れ銘柄の見直しを随時行います。

株式組入比率は原則として高位に保つことを基本とします。

過大評価されている株式を売建てする運用およびその他派生商品を利用した運用を行い、対象有価証券の価格変動リスクを極力回避することをめざします。その際、株式および派生商品の買建て金額（ロング・ポジション）の合計額と株式および派生商品の売建て金額（ショート・ポジション）の絶対金額での合計金額は、ともに信託財産の純資産総額の範囲内とします。派生商品については、想定元本金額で計算するものとします。また、派生商品取引は、信託財産のヘッジ目的のみに限定しません。

株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドの投資の対象とする資産は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）
3. 金銭債権（第1号及び次号に掲げるものに該当するものを除く。）
4. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除く。）

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号に定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号に定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号に定めるものをいいます。）
9. 特定目的別会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号に定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）及び新株予約権証券
12. 証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号に定めるものをいい、外国証券投資信託の受益証券を除きます。）
13. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号に定めるものをいい、外国投資証券を除きます。）
14. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号に定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、）
15. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号に定めるもので本邦通貨建のものとし、）
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号の証券または証書、第15号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第15号の証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第12号の証券及び第13号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 抵当証券

前記 項にかかわらず、このファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 項の（a）号から（d）号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

- ・運用部門（７名）
マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。また、ポートフォリオ、運用ガイドライン等のモニタリングを行います。
- ・トレーディング部門（２名）
運用部門からの指示に基づき、発注業務を行います。
- ・パフォーマンス評価及び投資運用委員会（９名）
原則として月１回及び随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。

- ・内部管理委員会（８名）

原則として月１回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。

- ・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（６名）

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

意思決定プロセス

運用部門が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

ファンドマネージャーは、投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理及び投資行動のチェックは、運用部門から独立した業務部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

組入れ時のシナリオに変化があれば見直しを実施すべく運用部門に注意喚起を行います。運用部門はこれを受け、組入銘柄の見直しを実施します。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備および運用状況についての報告書を受け取っております。

運用体制等は平成24年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

BNPパリバグループの概要（平成24年10月末現在）

BNPパリバグループ

BNPパリバグループは欧州を本拠とする世界有数の金融グループです。世界80ヶ国に約200,000人の従業員を擁し、コーポレートバンキング・投資銀行業務、資産運用業務、ならびにリテール銀行業務という3つの主要事業分野それぞれにおいてキープレーヤーとしての地位を占めています。欧州ではフランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクがリテール銀行業務の母国市場と位置づけられます。地中海沿岸全域及び東欧において総合的なリテール銀行業務を展開するとともに、米国西海岸にも広範な拠点を有します。欧州でトップグループの地位を確立しているコーポレートバンキング・投資銀行業務ならびに資産運用業務は、米国、アジアにおいても着実に拡大を続けています。

日本国内においても約800名のスペシャリストが、証券・投資銀行業務、法人向け銀行業務、資産運用業務、生命保険・損害保険業務等、各法人において多岐にわたる業務を展開しています。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ

BNPパリバ インベストメント・パートナーズはBNPパリバグループの資産運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。

800人を超える各資産クラス向けのサービスと商品に精通した運用担当者が、世界中の60の運用拠点によるネットワークを用いて、お客様とのパートナーシップを第一のコンセプトとした専門性の高いサービスを展開しています。

（４）【分配方針】

年２回決算を行い、決算毎に原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、毎期、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

（信託約款に定める投資制限）

株式への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は10%以下とします。

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建て資産への投資は行いません。

（投資する株式等の範囲）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、及び金融商品取引所に準ずるものとして別に定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

上記の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うこととします。

（先物取引等の運用指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。

委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引の運用指図）

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決算日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産

の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡し取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡し取引の一部の解約を指図するものとします。金利先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

「金利先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付の指図及び範囲）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（資金の借入れ）

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（法令による投資制限）

当ファンドに適用される投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）等関連法令上により、後記に掲げる取引は、制限されます。

デリバティブ取引にかかる制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条、同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

A 基準価額の変動

当ファンドは、値動きのある有価証券や金融商品に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

<当ファンドのリスクの特性>

当ファンドは、主として株式などの値動きのある証券に投資するため、組入れ証券の価格の変動に伴うリスクがあります。当ファンドの投資対象には、新興企業の株式が多く含まれます。一般に新興企業の株式は取引される株式数が少なく、概ね価格変動は大きくなる傾向があります。

主なリスクの分類につきましては、以下の通りです。

価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢などの影響を受けて大きく変動します。また個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

流動性リスク

組入れられている株式の市場規模や取引量が少ないために、売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を生じるリスクがあります。

信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価値が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクが高いものになると想定されます。

ロング・ショート戦略固有のリスク

一般信用取引による売建て（ショート・ポジション）取引を行った際、信用取引により売建てた株式が値上がりした場合、基準価額が下落する要因となります。また、ロング・ポジションおよびショート・ポジションの双方に損失が発生した場合、通常の株式投資信託における損失よりも大きくなる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドの資金流入に伴った基準価額変動のリスク

ファンドの追加設定（ファンドの資金流入）及び一部解約（ファンドからの資金流出）の資金の流入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定もしくは一部解約が行われた場合、取引執行コスト等がかかり、市場動向や取引量の状況等によっては市場実態から乖離した価格での有価証券の組入れ及び売却を行う必要が生じると、基準価額が大きく変動する可能性があります。

システムリスク・市場リスクなどに関する留意点

証券市場は、国際的な経済事情の急変または予測が不可能な天災地変、経済事情の変化、テロ行為等、コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により市場の閉鎖や急激な市況変動が起こることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

当ファンドは、受益権の口数が10億口を下回った場合等に所要の手続きを経て繰上償還されることがあります。

<投資信託についての一般的な留意事項>

市場の急変時等には、信託約款の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。

ファンドの分配金は、信託約款の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

投資信託は預金または金融債ではありません。

投資信託は保険契約ではありません。

投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

投資信託は元本および利息を保証する商品ではありません。

投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口になります。）

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のご投資家様が負うことになります。証券会社（第一種金融商品取引業者）を通して購入されていない投資信託は、日本投資者保護基金の補償対象とはなりません。

<法令、税法、会計基準等の変更可能性に係る留意点>

当ファンドに関連する法令、税法、会計基準等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

B 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうかを運用部門及びプロダクト部門においてモニタリングを行います。運用部門におけるリスク管理に加えて、インベストメント・リスク管理部が、ポートフォリオの市場リスク、信用リスクなどのインベストメント・リスクを管理します。インベストメント・リスク管理部は、運用部門からは完全に独立した組織として、グループ内において、コンプライアンス、パーマネントコントロール及びリスク統括部門に属しております。インベストメント・リスク管理部は、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カウンターパーティーリスク、モデルリスクなどのインベストメント・リスクの管理と、インベストメントコンプライアンスに関する業務をカバーしています。業務部門は日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施します。また、法務・コンプライアンス部門においては法令・諸規則、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

パフォーマンス評価及び投資運用委員会

構成メンバー	C E O、運用各部門の代表者、業務部門の代表者、インベストメント・リスク管理部門の代表者、マーケティング部門の各代表者、監査役
所管業務	運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証
権限 / 責任範囲	運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

内部管理委員会

構成メンバー	法務・コンプライアンス部門の代表者、C E O、C O O、インベストメント・リスク管理部門の代表者、運用部門の代表者、業務部門の代表者、内部監査部門の代表者、監査役
所管業務	業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実行・改善
権限 / 責任範囲	上記所管業務に関する問題点の討議及び所管部門に対する調整

上記の内容は平成24年10月末現在であり、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に3.15%（税抜3%）を上限として販売会社が定めた料率を乗じて得た金額（1口当たり）としました。

なお、当ファンドは募集期間を終了しております。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料

ありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の基準価額に0.8%を乗じた金額とします。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率1.68%（税抜1.60%）を乗じて得た額とし、信託報酬の配分は以下の通りです。

信託報酬の総額		年率1.680%（税抜1.60%）
配分	委託会社	年率1.071%（税抜1.02%）
	販売会社	年率0.525%（税抜0.50%）
	受託会社	年率0.084%（税抜0.08%）

信託約款に規定する計算期間を通じて毎日計算して費用として計上されます。

上記の信託報酬及び信託報酬に対する消費税等相当額は、毎計算期間期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の間接的な費用も負担します。

信託事務の諸費用	信託財産に関する租税 信託財産の財務諸表の監査に要する費用 有価証券届出書、有価証券報告書、目論見書、運用報告書等の法定書類の作成・印刷費用 信託事務の処理に要する諸費用
売買・保管等に要する費用	ファンドの組入有価証券等の売買に係る売買手数料等 先物・オプション取引に要する費用 その他の金融商品取引に要する費用
資金の借入れ	信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等
その他	受託会社の立て替えた立替金の利息 当該各費用に係る消費税等相当額

前記の信託財産の財務諸表の監査に要する費用、法定書類の費用及び当該費用にかかる消費税等相当額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額に対して年率0.105%（税抜0.10%）を上限とする額を、かかる費用の合計額とみなして、実際または予想される金額を上限として、信託財産よりご負担いただきます。ただし、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直して、これを変更する場合があります。

その他の手数料等については、定時に見直されるものや売買条件等により異なるものがある為、当該費用及び合計額（上限額を含む）及び具体的な金額を表示することが出来ません。

上記ファンドでご負担いただく信託報酬、その他の手数料等の合計額、上限額、計算方法等は、保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時、請求時に初めて具体的な金額を認識する場合があるため、予め具体的な金額等を記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（平成24年10月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

●個人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金（普通分配金）に対する源泉徴収税率は原則、20%（所得税15%、地方税5%）となります。

ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税7%、地方税3%）が源泉徴収されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日の25年間は、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成24年12月31日まで	平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで
10% （所得税7%、地方税3%）	10.147% （所得税7.147%、地方税3%）	20.315% （所得税15.315%、地方税5%）

* 源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合には、上場株式等の譲渡損との通算を行うことができます。また、通算してもなお控除しきれない損失の金額は翌年以降3年間にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除することができます。なお、総合課税、申告分離課税の選択については、その選択により所得金額及び税額が不利になる可能性もありますので、詳細につきましては税務専門家に確認して頂くことをお勧め致します。

* 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、20％（所得税15％、地方税5％）の申告分離課税が適用されます。

ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく譲渡所得に対する税率の特例措置として、軽減税率10％（所得税7％、地方税3％）の申告分離課税が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日の25年間は、復興財源法に基づき所得税額に2.1％の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成24年12月31日まで	平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで
10% （所得税7％、地方税3％）	10.147% （所得税7.147％、地方税3％）	20.315% （所得税15.315％、地方税5％）

* 一部解約金および償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額として取り扱われ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限ります。）と損益通算を行うことができます。

* 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

配当控除の適用が可能です。

●法人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金（普通分配金）に対する源泉徴収税率は原則、15％（所得税）となります。

ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率7％（所得税）が源泉徴収されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日の25年間は、復興財源法に基づき所得税額に2.1％の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成24年12月31日まで	平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで
7％（所得税）	7.147％（所得税）	15.315％（所得税）

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額の個別元本超過額に対する源泉徴収税率は原則、15％（所得税）となります。

ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく譲渡所得に対する税率の特例措置として、軽減税率7％（所得税）が源泉徴収されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日の25年間は、復興財源法に基づき所得税額に2.1％の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成24年12月31日まで	平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで
7％（所得税）	7.147％（所得税）	15.315％（所得税）

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。

受取配当等益金不算入制度の適用が可能です。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合などにより算出方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせください。

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託における収益分配金には、課税扱いになる「普通分配金」と非課税扱いになる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

買取につきましては、販売会社にお問合わせください。

詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

平成24年10月末現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	255,684,100	95.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		11,900,015	4.45
合計（純資産総額）		267,584,115	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注２）投資比率は、小数第３位以下を四捨五入してあります。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（評価額上位30銘柄）

平成24年10月末現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量（株）	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	800	17,480.00 13,984,000	17,780 14,224,000	5.32
2	日本	株式	リンナイ	金属製品	2,400	5,590.00 13,416,000	5,450 13,080,000	4.89
3	日本	株式	マキタ	機械	4,000	3,045.00 12,180,000	3,155 12,620,000	4.72
4	日本	株式	オリックス	その他金融業	1,510	7,680.00 11,596,800	8,200 12,382,000	4.63
5	日本	株式	ユニ・チャーム	化学	2,700	4,290.00 11,583,000	4,320 11,664,000	4.36
6	日本	株式	三井物産	卸売業	10,300	1,179.00 12,143,700	1,125 11,587,500	4.33
7	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	4,700	2,583.00 12,140,100	2,444 11,486,800	4.29
8	日本	株式	パロー	小売業	8,000	1,245.00 9,960,000	1,365 10,920,000	4.08
9	日本	株式	イオンディライト	サービス業	6,600	1,705.00 11,253,000	1,642 10,837,200	4.05
10	日本	株式	ファナック	電気機器	800	13,890.00 11,112,000	12,710 10,168,000	3.80
11	日本	株式	サイバーエージェント	サービス業	62	162,400.00 10,068,800	159,600 9,895,200	3.70
12	日本	株式	T P R	機械	11,000	1,035.00 11,385,000	894 9,834,000	3.68
13	日本	株式	フォスター電機	電気機器	8,300	1,334.00 11,072,200	1,161 9,636,300	3.60
14	日本	株式	イエローハット	卸売業	8,000	1,171.00 9,368,000	1,072 8,576,000	3.20
15	日本	株式	リロ・ホールディング	サービス業	3,000	2,647.00 7,941,000	2,654 7,962,000	2.98
16	日本	株式	ディスコ	機械	2,000	3,960.00 7,920,000	3,935 7,870,000	2.94

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量（株）	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	投資 比率 （％）
17	日本	株式	小松製作所	機械	4,700	1,650.00 7,755,000	1,672 7,858,400	2.94
18	日本	株式	SUMCO	金属製品	13,000	592.00 7,696,000	546 7,098,000	2.65
19	日本	株式	シマノ	輸送用機器	1,400	5,560.00 7,784,000	5,030 7,042,000	2.63
20	日本	株式	パーク２４	不動産業	5,000	1,203.00 6,015,000	1,372 6,860,000	2.56
21	日本	株式	太平洋セメント	ガラス・土石製品	40,000	169.00 6,760,000	170 6,800,000	2.54
22	日本	株式	日本製紙グループ本社	パルプ・紙	7,400	1,004.00 7,429,600	913 6,756,200	2.52
23	日本	株式	科研製薬	医薬品	5,000	1,161.00 5,805,000	1,237 6,185,000	2.31
24	日本	株式	サンデン	機械	25,000	247.00 6,175,000	241 6,025,000	2.25
25	日本	株式	国際石油開発帝石	鉱業	13	499,000.00 6,487,000	455,000 5,915,000	2.21
26	日本	株式	住友ゴム工業	ゴム製品	5,800	960.00 5,568,000	939 5,446,200	2.04
27	日本	株式	ゲオホールディングス	小売業	60	91,600.00 5,496,000	89,700 5,382,000	2.01
28	日本	株式	ニフティ	情報・通信業	37	133,200.00 4,928,400	123,900 4,584,300	1.71
29	日本	株式	エレコム	電気機器	3,000	1,331.00 3,993,000	1,263 3,789,000	1.42
30	日本	株式	沖電気工業	電気機器	40,000	95.00 3,800,000	80 3,200,000	1.20

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注２）投資比率は、小数第３位以下を四捨五入してあります。

（業種別の投資比率）

平成24年10月末現在

種類	国内/外国	業種	投資比率（％）
株式	国内	機械	16.52
		小売業	11.41
		サービス業	10.72
		電気機器	10.01
		卸売業	7.54
		金属製品	7.54
		その他金融業	4.63
		化学	4.36
		銀行業	4.29
		輸送用機器	2.63
		不動産業	2.56
		ガラス・土石製品	2.54
		パルプ・紙	2.52
		医薬品	2.31
		鉱業	2.21
		ゴム製品	2.04
		情報・通信業	1.71
合計			95.55

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注２）投資比率は、小数第３位以下を四捨五入してあります。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成23年10月末から平成24年10月末における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日		純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期	（平成16年9月16日）	1,058	1,068	10,836	10,936
第2期	（平成17年3月16日）	1,208	1,218	11,887	11,987
第3期	（平成17年9月16日）	1,688	1,701	13,740	13,840
第4期	（平成18年3月16日）	2,870	2,887	16,679	16,779
第5期	（平成18年9月19日）	2,112	2,127	14,001	14,101
第6期	（平成19年3月16日）	1,672	1,685	13,194	13,294
第7期	（平成19年9月18日）	1,283	1,295	11,058	11,158
第8期	（平成20年3月17日）	1,057	1,069	9,531	9,631
第9期	（平成20年9月16日）	933	944	8,509	8,609
第10期	（平成21年3月16日）	620	630	5,998	6,098
第11期	（平成21年9月16日）	741	751	7,379	7,479
第12期	（平成22年3月16日）	419	426	6,887	6,987
第13期	（平成22年9月16日）	346	352	5,981	6,081
第14期	（平成23年3月16日）	319	325	5,780	5,880
第15期	（平成23年9月16日）	348	353	6,478	6,578
第16期	（平成24年3月16日）	365	370	6,995	7,095
第17期	（平成24年9月18日）	274	278	6,800	6,900
	平成23年10月末日	351	-	6,557	-
	平成23年11月末日	338	-	6,398	-
	平成23年12月末日	337	-	6,414	-
	平成24年1月末日	337	-	6,407	-
	平成24年2月末日	350	-	6,713	-
	平成24年3月末日	380	-	7,314	-
	平成24年4月末日	393	-	7,503	-
	平成24年5月末日	311	-	6,950	-
	平成24年6月末日	296	-	7,082	-
	平成24年7月末日	282	-	6,771	-
	平成24年8月末日	273	-	6,768	-
	平成24年9月末日	269	-	6,693	-
	平成24年10月末日	267	-	6,667	-

（注）上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期末	100
第2期計算期末	100
第3期計算期末	100
第4期計算期末	100
第5期計算期末	100
第6期計算期末	100
第7期計算期末	100
第8期計算期末	100
第9期計算期末	100
第10期計算期末	100

	1 万口当たりの分配金（円）
第11期計算期末	100
第12期計算期末	100
第13期計算期末	100
第14期計算期末	100
第15期計算期末	100
第16期計算期末	100
第17期計算期末	100

【収益率の推移】

		収益率（％）
第 1 期	（平成16年 9 月16日）	9.4
第 2 期	（平成17年 3 月16日）	10.6
第 3 期	（平成17年 9 月16日）	16.4
第 4 期	（平成18年 3 月16日）	22.1
第 5 期	（平成18年 9 月19日）	15.5
第 6 期	（平成19年 3 月16日）	5.0
第 7 期	（平成19年 9 月18日）	15.4
第 8 期	（平成20年 3 月17日）	12.9
第 9 期	（平成20年 9 月16日）	9.7
第10期	（平成21年 3 月16日）	28.3
第11期	（平成21年 9 月16日）	24.7
第12期	（平成22年 3 月16日）	5.3
第13期	（平成22年 9 月16日）	11.7
第14期	（平成23年 3 月16日）	1.7
第15期	（平成23年 9 月16日）	13.8
第16期	（平成24年 3 月16日）	9.5
第17期	（平成24年 9 月18日）	1.4

（注）各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配落基準価額を控除した額を前期末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日(平成16年 4 月12日)から第17期末(平成24年 9 月18日)までの販売及び一部解約の実績は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第 1 期	1,121,570,000	144,810,000
第 2 期	177,050,000	137,110,000
第 3 期	494,100,000	281,650,000
第 4 期	832,610,000	340,840,000
第 5 期	155,230,000	367,290,000
第 6 期	84,336,581	325,422,591
第 7 期	46,137,209	152,966,974
第 8 期	47,297,702	98,280,798
第 9 期	11,954,246	24,282,799
第10期	10,690,113	74,419,566
第11期	10,883,093	40,386,539
第12期	4,088,544	398,752,690
第13期	8,142,615	38,612,820
第14期	5,828,565	31,571,530
第15期	4,416,078	20,598,640
第16期	4,075,214	19,493,154
第17期	8,573,775	126,356,363

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドは募集期間を終了しております。

申込者は販売会社の定める日までに申込金額を販売会社に支払います。

当該販売会社は各取得申込日の発行価額の総額を追加信託の行われる日に委託会社の口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。

1万口以上1万口単位

1万円以上1円単位

詳細は、販売会社窓口にてお尋ね下さい。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- A 受益者（委託会社の指定する販売会社及び登録金融機関を含みます。）は、自己に帰属する受益権について、委託会社に1万口単位もしくは1口単位または1円単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- B 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託会社の指定する販売会社に対し、受益権をもって行うものとし、
- C 委託会社は、Aの一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、当ファンドの一部を解約します。
- D 前項の一部解約の価額は、実行の請求日の基準価額から、当該基準価額に0.8%の率を乗じて得た額の信託財産留保額を控除した価額とします。
- E 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、Aによる一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- F 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、Dの規定に準じて計算した価額とします。
- G 換金方法は信託約款に定める解約による方法の他、販売会社等に対する譲渡による方法があります。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る当ファンドの一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

A 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

株式、上場投資信託：原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

公社債等：原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

- (a) 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値)
- (b) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額
- (c) 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

B 基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び委託会社が指定する販売会社で入手できます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。

（掲載名「日本成長株F」）

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

原則として無期限です。

（4）【計算期間】

当ファンドの計算期間は毎年3月17日から9月16日まで、および9月17日から翌年3月16日までとすることを原則とします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときには、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託約款に定める信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

（ ）ファンドの償還条件

- A 信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合は、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、当ファンドを解約し、信託を終了させることができます。
- B 委託会社は、前項の事項について、あらかじめこれを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- C 委託会社は、信託期間中において、当ファンドを解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドを解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- D 委託会社は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドに係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- E 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- F 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、Cの信託契約の解約をしません。
- G 委託会社は、当ファンドの解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- H EからGまでの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、Eの一定期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- I 委託会社は、監督官庁より当ファンドの解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- J 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記（ ）信託約款の変更にいたします。

K 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は当ファンドを解約し、信託を終了させます。なお、当ファンドは、監督官庁が当ファンドに関する投信委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、後記（ ）信託約款の変更 D に該当する場合を除きその投信委託会社と受託会社との間において存続します。

L 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記（ ）信託約款の変更の規定にしたがい新受託会社を選任します。受託会社が辞任及び解任された後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドを解約し、信託を終了させます。

（ ）償還金について

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行います。受益者が、支払開始日から10年間その支払いを請求をしないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（ ）信託約款の変更

A 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドを変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

B 委託会社は、Aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドに係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

C Bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

D Cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、Aの信託約款の変更をしません。

E 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドを解約し、信託を終了させます。

（ ）公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

平成25年5月2日より、公告の方法は以下の通り変更される予定です。

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（ ）信託約款に関する疑義の取扱い

当ファンドの信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

A 分配金、償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（注）ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

B 受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。

C 受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

D 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

E 当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

F 委託会社の免責

上記の収益分配金、償還金及び一部解約金の受益者への支払いについては、委託会社は販売会社に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金及び一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（及び委託会社が一定期間経過後、販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

G 投資信託約款の重大な内容の変更、信託契約の解約に係る異議申立権

委託会社が前記「（5）その他（ ）ファンドの償還条件」に規定する信託の解約または「（ ）信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、その変更内容が重大なものとなる場合には、受益者は所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。ただし、信託の解約の場合において、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議を申立てることのできる期間が1ヵ月を下らずに信託の解約の公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には、適用しません。

H 異議申立てを行った受益者の買取請求権

上記に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社及び販売会社の協議により決定するものとします。上記の買取請求の内容及び手続きに関する事項は、前記「（5）その他（ ）ファンドの償還条件」または「（ ）信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

I 受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間（平成24年3月17日から平成24年9月18日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。
- (4) 当ファンドは、平成24年6月16日付でファンドの名称をレオス日本成長株ファンドからBNPパリバ日本成長株ファンドへ変更いたしました。

1【財務諸表】

【BNPパリバ日本成長株ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第16期 (平成24年 3 月16日現在)	第17期 (平成24年 9 月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	54,425,555	18,739,596
株式	328,214,900	262,815,600
未収入金	6,227,235	-
未収配当金	595,600	255,800
未収利息	74	25
流動資産合計	389,463,364	281,811,021
資産合計	389,463,364	281,811,021
負債の部		
流動負債		
未払金	15,913,451	-
未払収益分配金	5,219,218	4,041,392
未払解約金	207,900	20,178
未払受託者報酬	143,405	137,608
未払委託者報酬	2,724,630	2,614,412
その他未払費用	179,132	171,876
流動負債合計	24,387,736	6,985,466
負債合計	24,387,736	6,985,466
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2 521,921,859	1, 2 404,139,271
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	3 156,846,231	3 129,313,716
(分配準備積立金)	79,675,117	57,193,401
元本等合計	365,075,628	274,825,555
純資産合計	365,075,628	274,825,555
負債純資産合計	389,463,364	281,811,021

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第16期 自 平成23年 9 月17日 至 平成24年 3 月16日	第17期 自 平成24年 3 月17日 至 平成24年 9 月18日
営業収益		
受取配当金	2,004,800	3,112,700
受取利息	21,230	12,754
有価証券売買等損益	33,064,763	5,525,273
その他収益	1,102	-
営業収益合計	35,091,895	2,399,819
営業費用		
受託者報酬	143,405	137,608
委託者報酬	2,724,630	2,614,412
その他費用	179,132	171,876
営業費用合計	3,047,167	2,923,896
営業利益又は営業損失（ ）	32,044,728	5,323,715
経常利益又は経常損失（ ）	32,044,728	5,323,715
当期純利益又は当期純損失（ ）	32,044,728	5,323,715
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	61,957	710,549
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	189,262,330	156,846,231
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,958,192	38,476,780
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,958,192	38,476,780
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,429,560	2,289,707
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,429,560	2,289,707
分配金	¹ 5,219,218	¹ 4,041,392
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	156,846,231	129,313,716

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成24年9月16日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を平成24年9月18日としております。

(貸借対照表に関する注記)

第16期 (平成24年3月16日現在)	第17期 (平成24年9月18日現在)
1 期首元本額 537,339,799円 期中追加設定元本額 4,075,214円 期中解約元本額 19,493,154円	1 期首元本額 521,921,859円 期中追加設定元本額 8,573,775円 期中解約元本額 126,356,363円
2 計算期間末における受益権の総数 521,921,859口	2 計算期間末における受益権の総数 404,139,271口
3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、156,846,231円であります。	3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、129,313,716円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第16期 自 平成23年9月17日 至 平成24年3月16日	第17期 自 平成24年3月17日 至 平成24年9月18日
1 分配金の計算過程 (自 平成23年9月17日 至 平成24年3月16日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,843,337円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(121,968,695円)及び分配準備積立金(83,050,998円)より分配対象収益は206,863,030円(1万口当たり3,963.48円)であり、うち5,219,218円(1万口当たり100.00円)を分配金額としております。	1 分配金の計算過程 (自 平成24年3月17日 至 平成24年9月18日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(95,505,270円)及び分配準備積立金(61,234,793円)より分配対象収益は156,740,063円(1万口当たり3,878.36円)であり、うち4,041,392円(1万口当たり100.00円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（株式）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、信用リスク、価格変動リスク等の市場リスク、流動性リスクを有しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門及びプロダクト部門においては、運用管理の一環として、個別銘柄のチェックやポートフォリオのモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立した管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件などによった場合、当該価額が異なることもあります。

. 金融商品の時価等に関する事項

	第16期 (平成24年3月16日現在)	第17期 (平成24年9月18日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 ----- (3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 ----- (3) 上記以外の金融商品 同左

(有価証券に関する注記)

第16期（平成24年3月16日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	37,903,314
合計	37,903,314

第17期（平成24年9月18日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	6,168,945
合計	6,168,945

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

第16期 （平成24年３月16日現在）			第17期 （平成24年９月18日現在）		
１口当たり純資産額	0.6995	円	１口当たり純資産額	0.6800	円
（１万口当たり純資産額	6,995	円）	（１万口当たり純資産額	6,800	円）

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

銘柄	株数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
国際石油開発帝石	13	499,000	6,487,000	
ゲオホールディングス	60	91,600	5,496,000	
SUMCO	13,000	592	7,696,000	
ニフティ	37	133,200	4,928,400	
日本製紙グループ本社	7,400	1,004	7,429,600	
科研製薬	5,000	1,161	5,805,000	
パーク２４	5,000	1,203	6,015,000	
サイバーエージェント	62	162,400	10,068,800	
住友ゴム工業	5,800	960	5,568,000	
太平洋セメント	40,000	169	6,760,000	
リンナイ	2,400	5,590	13,416,000	
ディスコ	2,000	3,960	7,920,000	
小松製作所	4,700	1,650	7,755,000	
サンデン	25,000	247	6,175,000	
TPR	11,000	1,035	11,385,000	
マキタ	4,000	3,045	12,180,000	
沖電気工業	40,000	95	3,800,000	
エレコム	3,000	1,331	3,993,000	
フォスター電機	8,300	1,334	11,072,200	
ファナック	800	13,890	11,112,000	
シマノ	1,400	5,560	7,784,000	
三井物産	10,300	1,179	12,143,700	
ユニ・チャーム	2,700	4,290	11,583,000	
三井住友フィナンシャルグループ	4,700	2,583	12,140,100	
オリックス	1,510	7,680	11,596,800	
リロ・ホールディング	3,000	2,647	7,941,000	
イオンディライト	6,600	1,705	11,253,000	
イエローハット	8,000	1,171	9,368,000	
パロー	8,000	1,245	9,960,000	
ファーストリテイリング	800	17,480	13,984,000	
合計	224,582	-	262,815,600	

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年10月31日

資産総額	268,587,004	円
負債総額	1,002,889	円
純資産総額（ - ）	267,584,115	円
発行済数量	401,378,502	口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6667	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換の手続き等

該当事項はありません。

当ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（７）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

A 資本金の額（平成24年10月末現在）

資本金 4億5,000万円
発行株式総数 50,000株
発行済株式総数 9,000株
株式 記名式・額面100,000円

（最近5年間における資本金の額の増減）

平成21年6月30日に4億5,000万円の増資

平成22年2月5日に4億5,000万円の減資

B 委託会社等の機構（平成24年10月末現在）

- (1) 3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとし、しない時もしくは議長となろうとしない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役及び監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2) 運用の意思決定プロセス

運用部門が独自に行う調査及びBNPパリバグループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢及び個別企業の分析情報に基づき、運用部門において投資環境（内外経済・産業動向・株式及び債券市場・為替市場等）の分析を行います。

運用部門のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。

運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部門から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部門へのフィードバック及び担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（平成24年10月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額(単位：億円)
追加型株式投資信託	58	1,750
追加型公社債投資信託	0	0

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額(単位：億円)
単位型株式投資信託	24	454
単位型公社債投資信託	22	455
合計	104	2,660

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
財務諸表の金額については、千円未満の端数を切捨てて表示しております。
- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第13期 (平成23年 3月31日現在)		第14期 (平成24年 3月31日現在)	
資産の部					
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
預金	* 2		1,097,456		768,307
前払費用			40,611		12,385
未収委託者報酬			1,068,576		655,853
未収運用受託報酬			269,440		226,054
未収投資助言報酬			66,031		48,828
未収収益			1,011,320		917,654
未収入金			9,158		2,508
立替金			16,666		5,241
未収消費税等			2,550		239
貸倒引当金			18,954		-
流動資産計			3,562,858		2,637,075
固定資産					
有形固定資産			121,782		141,257
建物	* 1	118,534		139,112	
器具備品	* 1	3,248		2,144	
無形固定資産			257,758		150,229
ソフトウェア		2,752		2,086	
のれん		252,714		148,142	
その他		2,291		-	
投資その他の資産			379,872		246,756
長期差入保証金		372,871		240,756	
その他		7,000		6,000	
固定資産計			759,412		538,243
資産合計			4,322,270		3,175,319

期別		第13期 (平成23年 3月31日現在)		第14期 (平成24年 3月31日現在)	
負債の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			179,435		149,373
未払金			1,021,798		689,874
未払手数料		675,141		405,835	
未払委託調査費		313,612		205,562	
その他未払金		33,045		78,477	
未払費用			723,575		428,653
未払法人税等			15,855		10,967
賞与引当金			90,353		71,596
役員賞与引当金			11,222		10,474
関係会社借入金			300,000		-
流動負債計			2,342,235		1,360,940
固定負債					
繰延税金負債			-		18,451
退職給付引当金			482,224		395,793
役員退職慰労引当金			-		144,529
預り敷金保証金			223,121		217,532
資産除去債務			-		52,153
固定負債計			705,345		828,460
負債合計			3,047,579		2,189,400
純資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			450,000		450,000
資本剰余金			1,915,644		1,915,644
資本準備金		7,777		7,777	
その他資本剰余金		1,907,867		1,907,867	
利益剰余金			1,090,952		1,379,726
利益準備金		75,500		75,500	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		1,166,452		1,455,226	
株主資本合計			1,274,691		985,918
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			0		-
評価・換算差額等合計			0		-
純資産合計			1,274,691		985,918
負債・純資産合計			4,322,270		3,175,319

（２）【損益計算書】

期別		第13期 自平成22年４月１日 至平成23年３月31日		第14期 自平成23年４月１日 至平成24年３月31日	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			3,804,714		2,793,423
運用受託報酬			644,089		699,353
投資助言報酬			164,216		207,959
その他営業収益			1,172,399		1,449,701
営業収益計			5,785,419		5,150,437
営業費用					
支払手数料			2,057,927		1,445,192
広告宣伝費			26,297		20,624
調査研究費			89,765		77,156
委託調査費			719,478		540,834
委託計算費			348,430		212,834
営業雑経費			88,685		44,993
印刷費		83,216		39,336	
協会費		5,468		5,656	
営業費用計			3,330,584		2,341,635
一般管理費					
給料			1,363,746		1,417,023
役員報酬		116,319		74,558	
給料・手当		1,109,432		1,192,871	
賞与		137,995		149,592	
業務委託費			279,364		632,286
交際費			3,077		1,363
旅費交通費			51,306		47,975
事業税			15,767		17,590
租税公課			11,443		6,978
不動産賃借料			225,073		264,120
賞与引当金繰入額			76,142		71,595
役員賞与引当金繰入額			11,222		10,474
退職金			19,929		3,743
退職給付費用			103,207		82,846
役員退職慰労金			4,203		-
役員退職慰労引当金繰入額			-		3,495
固定資産減価償却費			13,021		11,693
のれん償却費			78,428		104,571
諸経費			217,815		261,767
一般管理費計			2,473,750		2,937,526
営業利益又は営業損失（ ）			18,915		128,724

期別		第13期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日		第14期 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業外収益		千円	千円	千円	千円
受取利息	* 1		222		8
為替差益			51,460		-
雑益			12,174		4,427
営業外収益計			63,858		4,435
営業外費用					
支払利息	* 1		1,490		608
為替差損			-		68,898
雑損失			3,968		6,729
営業外費用計			5,458		76,235
経常利益又は経常損失（ ）			39,484		200,524
特別損失					
割増退職金			-		56,146
固定資産除却損			397		9,850
過年度賞与引当金繰入不足額			14,211		-
特別損失計			14,609		65,997
税引前当期純利益又は税引前 当期純損失（ ）			24,875		266,522
法人税、住民税及び事業税		3,982		3,800	
法人税等調整額		353,209	357,191	18,451	22,251
当期純利益又は当期純損失（ ）			332,316		288,773

（３）【株主資本等変動計算書】

第13期

自 平成22年４月１日

至 平成23年３月31日

（単位：千円）

株主資本		
資本金	当期首残高	450,000
	当期変動額	-
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	7,777
	当期変動額	-
	当期末残高	7,777
その他資本剰余金	当期首残高	450,000
	当期変動額	企業結合による増加 1,457,867
	当期変動額合計	1,457,867
	当期末残高	1,907,867
資本剰余金合計	当期首残高	457,777
	当期変動額	1,457,867
	当期末残高	1,915,644
利益剰余金		
利益準備金	当期首残高	75,500
	当期変動額	-
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	341,418
	当期変動額	企業結合による増加 492,718
	当期純利益	332,316
	当期変動額合計	825,034
	当期末残高	1,166,452
利益剰余金合計	当期首残高	265,918
	当期変動額	825,034
	当期末残高	1,090,952
株主資本合計	当期首残高	641,859
	当期変動額	632,832
	当期末残高	1,274,691
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	-
	当期変動額	0
	当期末残高	0
純資産合計	当期首残高	641,859
	当期変動額	632,832
	当期末残高	1,274,691

第14期

自 平成23年 4 月 1 日

至 平成24年 3 月31日

（単位：千円）

株主資本		
資本金	当期首残高	450,000
	当期変動額	-
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	7,777
	当期変動額	-
	当期末残高	7,777
その他資本剰余金	当期首残高	1,907,867
	当期変動額	-
	当期末残高	1,907,867
資本剰余金合計	当期首残高	1,915,644
	当期変動額	-
	当期末残高	1,915,644
利益剰余金		
利益準備金	当期首残高	75,500
	当期変動額	-
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	1,166,452
	当期変動額	当期純利益 288,773
		当期変動額合計 288,773
	当期末残高	1,455,226
利益剰余金合計	当期首残高	1,090,952
	当期変動額	288,773
	当期末残高	1,379,726
株主資本合計	当期首残高	1,274,691
	当期変動額	288,773
	当期末残高	985,918
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	0
	当期変動額	0
	当期末残高	-
純資産合計	当期首残高	1,274,691
	当期変動額	288,773
	当期末残高	985,918

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（時価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。 また、のれんについては5年間の期間均等償却によっております。
3．引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払いに備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金要支給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用としております。

（追加情報）

当会計期間の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第13期 （平成23年3月31日現在）	第14期 （平成24年3月31日現在）
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。	* 1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。
建物 31,845千円	建物 10,046千円
器具備品 8,567千円	器具備品 6,476千円
* 2 関係会社項目	* 2 関係会社項目
預金 1,073,099千円	預金 758,379千円
関係会社借入金 300,000千円	

（損益計算書関係）

第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
* 1 関係会社取引項目	* 1 関係会社取引項目
支払利息 1,490千円	支払利息 162千円

（株主資本等変動計算書関係）

（株主資本等変動計算書関係）

第13期					
自 平成22年 4 月 1 日					
至 平成23年 3 月31日					
1．発行済株式に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	9,000	-	-	9,000	
2．配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	一株当り 配当額 （円）	基準日	効力発生日
-	-	-	-	-	-
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
-					

有価証券報告書（内容投資情報）

第14期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日					
1．発行済株式に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	9,000	-	-	9,000	
2．配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	一株当り 配当額 （円）	基準日	効力発生日
-	-	-	-	-	-
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
-					

(リース取引関係)

第13期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日	第14期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日
(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。	(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。
(2) オペレーティング・リース取引（借主側）は 次の通りであります。	(2) オペレーティング・リース取引（借主側）は 次の通りであります。
オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料
1 年 259,940千円	1 年内 207,337千円
1 年超 302,501千円	1 年超 115,006千円
合 計 562,442千円	合 計 322,343千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

第13期

自 平成22年4月1日

至 平成23年3月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。長期差入保証金、預り敷金保証金は賃貸建物の敷金であり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

関係会社借入金、支払期日にその支払いを実行するため、同行の当座預金に資金を留保しており流動性リスクは担保されている。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、経理・総務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

第13期

（平成23年3月31日現在）

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	1,097,456	1,097,456	-
未収委託者報酬	1,068,576	1,068,576	-
未収運用受託報酬	269,440		
貸倒引当金（＊１）	18,954		
	50,486	250,486	-
未収投資助言報酬	66,031	66,031	-
未収収益	1,011,320	1,011,320	-
未収入金	9,158	9,158	-
長期差入保証金	372,871	364,400	8,471
資産計	3,875,900	3,867,429	8,471
未払手数料	675,141	675,141	-
未払委託調査費	313,612	313,612	-
その他未払金	33,045	33,045	-
未払費用	723,575	723,575	-
関係会社借入金	300,000	300,000	-
預り敷金保証金	223,121	215,101	8,020
負債計	2,268,494	2,260,474	8,020

（＊１）未収運用受託報酬に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

（注１）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

（１）預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（３）未収入金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（４）長期差入保証金、預り敷金保証金

長期差入保証金及び預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

（５）未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（６）その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（７）関係会社借入金

借入金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
預金	1,097,456	-	-	-
未収委託者報酬	1,068,576	-	-	-
未収運用受託報酬	269,440	-	-	-
未収投資助言報酬	66,031	-	-	-
未収収益	1,011,320	-	-	-
未収入金	9,158	-	-	-
長期差入保証金	140,234	232,637	-	-

１．金融商品の状況に関する事項

第14期

自 平成23年４月１日

至 平成24年３月31日

(１) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(２) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。長期差入保証金、預り敷金保証金は賃貸建物の敷金であり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

(３) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、経理・総務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

第14期

（平成24年３月31日現在）

平成24年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	768,307	768,307	-
未収委託者報酬	655,853	655,853	-
未収運用受託報酬	226,054	226,054	-
未収投資助言報酬	48,828	48,828	-
未収収益	917,654	917,654	-
未収入金	2,508	2,508	-
長期差入保証金	240,756	238,574	2,182
資産計	2,859,964	2,857,781	2,182
未払手数料	405,835	405,835	-
未払委託調査費	205,562	205,562	-
その他未払金	78,477	78,477	-
未払費用	428,653	428,653	-
預り敷金保証金	217,532	216,297	1,235
負債計	1,336,061	1,334,826	1,235

（注１）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(１) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(２) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(３) 未収入金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(４) 長期差入保証金、預り敷金保証金

長期差入保証金及び預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(５) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(６) その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
預金	768,307	-	-	-
未収委託者報酬	655,853	-	-	-
未収運用受託報酬	226,054	-	-	-
未収投資助言報酬	48,828	-	-	-
未収収益	917,654	-	-	-
未収入金	2,508	-	-	-
長期差入保証金	-	240,756	-	-

（有価証券関係）

第13期 （平成23年３月31日現在）	第14期 （平成24年３月31日現在）
重要性が低いと判断されたため記載を省略しております。	重要性が低いと判断されたため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第13期 自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日	第14期 自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第13期 自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日	第14期 自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日
１．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出年金制度を採用しております。 ２．退職給付債務 (1) 退職給付債務 482,224千円 (2) 退職給付引当金 482,224千円 ３．退職給付費用 勤務費用 103,207千円	１．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出年金制度を採用しております。 ２．退職給付債務 (1) 退職給付債務 395,793千円 (2) 退職給付引当金 395,793千円 ３．退職給付費用 勤務費用 82,846千円

（税効果会計関係）

第13期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日	第14期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
（単位：千円）	（単位：千円）
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金超過額 196,217	退職給付引当金超過額 141,061
賞与引当金 58,973	役員退職慰労引当金 51,510
未払費用 258,982	賞与引当金 31,195
税務上の営業権計上額 608,298	未払費用 144,621
その他 9,332	税務上の営業権計上額 242,598
繰越欠損金 1,691,188	その他 35,395
繰延税金資産小計 2,822,993	繰越欠損金 1,926,432
評価性引当金 2,822,993	繰延税金資産小計 2,572,811
繰延税金資産合計 -	評価性引当金 2,572,811
繰延税金負債 -	繰延税金資産合計 -
繰延税金資産の純額 -	繰延税金負債 -
	資産除去債務 18,451
	繰延税金資産(負債)の純額 18,451
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳	2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳
当事業年度は課税所得が発生していないため、差異の原因についての記載を省略しております。	当事業年度は課税所得が発生していないため、差異の原因についての記載を省略しております。
	3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
	「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から平成26年4月1日以降に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率を40.69%から38.01%に、平成27年4月1日以降に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については35.64%に変更しております。なお、この税率変更の影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）

第13期 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日	第14期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日								
当社は建物等の賃借契約において、建物等の所有者との間で定期建物賃借契約書を締結しておりますが、当社が退去時における原状回復に係る義務を有していないため、資産除去債務を計上しておりません。	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃借契約に伴う原状回復義務等であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を15年(建物付属設備の減価償却期間)と見積もり、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り1.48%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table data-bbox="837 801 1390 996"> <tr> <td>期首残高</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>有形固定資産の取得に伴う増加額</td><td>51,707千円</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td>445千円</td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td><u>52,153千円</u></td></tr> </table>	期首残高	- 千円	有形固定資産の取得に伴う増加額	51,707千円	時の経過による調整額	445千円	期末残高	<u>52,153千円</u>
期首残高	- 千円								
有形固定資産の取得に伴う増加額	51,707千円								
時の経過による調整額	445千円								
期末残高	<u>52,153千円</u>								

（セグメント情報等）

第13期

自 平成22年 4 月 1 日

至 平成23年 3 月31日

（セグメント情報）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	3,804,714	808,306	1,172,399	5,785,419

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	オランダ	その他	合計
4,458,536	731,661	277,934	317,288	5,785,419

（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
BNPパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）	1,056,553	なし
BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	731,661	なし

（報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第14期

自 平成23年 4 月 1 日

至 平成24年 3 月31日

（セグメント情報）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

1．製品及びサービスごとの情報（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	2,793,423	907,312	1,449,701	5,150,437

2．地域ごとの情報

（1）営業収益（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	オランダ	フランス	その他	合計
3,492,320	610,816	430,628	268,276	348,395	5,150,437

（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
BNPパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）	677,917	なし
BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	610,479	なし

（報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者関係）

1．関連当事者との取引

第13期（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ビー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,397百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注1）	-	預金	1,073,099
							資金の借入（注1）	1,200,000	関係会社借入金	300,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ビー・エヌ・ビー・パリバアセットマネジメントブラジル	Avenida Presidente Juscelino Kubitschek, n.º 510, 14th floor, Sã o Paulo. SP. Brazil. CEP n.º 04543 - 906	15百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払（注2）	340,318	未払委託調査費	120,626
親会社の子会社	BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	33, rue de GasperichL - 5826 Howald - Hesperange	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	運用受託報酬の受入（注3）	15,641	未収運用受託報酬	2,642
							その他営業収益の受入（注3）	716,020	未収収益	654,158
							業務委託費の支払（注3）	573	未払費用	573
親会社の子会社	BNPパリバ証券会社東京支店	東京都千代田区丸の内1-9-1	795億円	第一種金融取引業	無し	建物賃貸借契約の締結	敷金の受入（注3）	223,121	預り敷金保証金	223,121

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注2）委託調査費の支払については、ファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

（注3）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注4）上記の表以外の取引は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

第14期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ビー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,415百万ユーロ	銀行業	直接0.0% 間接99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注1） 資金の返済（注1）	- 300,000	預金	758,379

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	BNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグ	33, rue de GasperichL - 5826 Howald - Hesperange	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	運用受託報酬の受入（注2）	21,320	未収運用受託報酬	27,448
							その他営業収益の受入（注2）	589,158	未収収益	614,677
							業務委託費の支払（注2）	757	未払費用	35
親会社の子会社	BNPパリバ証券株式会社	東京都千代田区丸の内1-9-1	795億円	第一種金融取引業	無し	建物賃貸借契約の締結	敷金の受入（注2）	217,532	預り敷金保証金	217,532
							不動産賃貸料の支払（注2）	140,368		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注2）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注3）上記の表以外の取引は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 親会社に関する情報

(1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

(1株当たり情報)

第13期 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日		第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	
1株当たり純資産	141,632円	1株当たり純資産	109,546円
1株当たり当期純損失	36,924円	1株当たり当期純損失	32,085円
損益計算書上の当期純損失	332,316千円	損益計算書上の当期純損失	288,773千円
1株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に係る当期純損失	332,316千円	1株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に係る当期純損失	288,773千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数・普通株式	9,000株	期中平均株式数・普通株式	9,000株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと、委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと、上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名称	資本金の額 (平成24年3月末現在)	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,369百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託受託会社

名称	資本金の額 (平成24年3月末現在)	事業の内容
資産管理サービス信託銀行株式会社	50,000百万円	信託業法に基づき信託業務を営んでいます。

販売会社

名称	資本金の額 (平成24年3月末現在)	事業の内容
楽天証券株式会社	7,495百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
フィデリティ証券株式会社	5,575百万円	

平成24年10月24日現在

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の保管、管理を行います。
- (2) 販売会社：当ファンドの販売会社として受益権の募集販売の取り扱い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金・収益分配金・償還金に関する事務等を行います。

3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

平成24年5月10日 有価証券届出書の訂正届出書

平成24年6月15日 有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

平成24年10月30日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているBNPパリバ日本成長株ファンド（旧ファンド名 レオス日本成長株ファンド）の平成24年3月17日から平成24年9月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ日本成長株ファンド（旧ファンド名 レオス日本成長株ファンド）の平成24年9月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年 6 月20日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。